

令和5年度第3回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会議事録

日時 令和5年10月26日(木)
午後3時から午後5時まで
場所 宮城県庁行政庁舎4階庁議室

[開会・あいさつ]

司会 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
それでは定刻となりましたので、只今から、令和5年度第3回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開会いたします。
はじめに本審議会は18名の委員により構成されておりますが、本日は13名の委員に出席いただいております。宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条第8項の規定により成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。また、本審議会は情報公開条例第19条の規定により公開で行うこととしており、報道陣による撮影や録音を認めておりますので御了承願います。
それでは議事に移る前に本日の配付資料を確認させていただきます。事前にお送りしております資料は、会議次第と、資料1から3まででございます。また、本日追加で机上に席次表を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。
それでは、開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

佐々木部長 (挨拶)

司会 ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行につきましては、和田山会長に議長をお願いしたいと存じます。和田山会長お願いいたします。

[議事]

(報告事項1 令和4年度再生可能エネルギー導入量等について)

和田山会長 それでは、議長を務めさせていただきます。お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。
本日は、議題として報告事項3件がございます。
はじめに、報告事項の1つ目、令和4年度再生可能エネルギー導入量等について、事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料1に沿って説明)

和田山会長 只今、報告事項の令和4年度再生可能エネルギー導入量等について、事務局から説明がありました。これにつきまして、御質問等がある場合は挙手をお願いします。

斎藤委員 2点ほどありまして、スライド8ページのエネルギー消費量のところで、エネルギー消費量の指標というのは最初の2ページ目のところでは、事業者、住民の削減活動の指標という位置づけですけれども、ただ、これは削減活動の結果なのか、それとも自然減少なのかという区別をどういうふうにしてこの数字が出てきたのかというのをお分かりだしたら教えてほしいです。

それから補助指標の電力自給率のところですけど、これはスライドの6ページの再エネ導入量との関連ですが、太陽光発電とか風力、特に水力発電などの事業用の大きなものも入っているとすると、宮城県にあるから、それが宮城県で消費しているという位置づけにしているのか、事業用で考えると、その発電設備が例えば宮城県内にあったとしても、必ずしもそこで消費してるわけにはならないのではないのかなと思って、この自給率の分子のところをどんな風に考えたらいいのでしょうか。という2点の質問です。

小林室長 いずれも大変御指摘としての的を得たものとして考えております。8ページの方でエネルギー消費量の部分なのですが、御質問とはしては自然減少なのか、あるいは削減活動なのか、その結果を表しているのか、そこを分けているかどうかということですが、それを分けるのはなかなか難しいということが結論かと思っております。もし分けて考えられる換算方法等そういうものがあれば、御指導いただきたいと思っております。統計上コロナで経済活動が減れば、消費量が減ってしまうということで自然減少の部分は大きいだろうと、一方で企業、あるいは家庭でエコ家電を導入する、あるいは企業が、再エネ等を導入して消費量を抑える、そういった部分も一緒に入って消費量として統計でまとめられるものですから、自然減少、削減活動を分けては集計をしていないということでございます。

それから9ページ、これは計算の方法としましては御指摘の通り、大規模発電所での発電量も自家消費ということで再エネ導入量ということで換算していきまして、これは大規模発電所とかで発電されたものと、県外県内問わず系統につながっているところに供給されるので、最近では系統を超えて県外にもあるいは関東方面にも電気を回すと、足りない時は回すということが行われておりますので、そういうことを考えますと自給率と申し上げておりますけれども、正確な自給率ではないということで考えてはございます。ただ、県内の再エネで発電した電気を県内で消費されているのかということを経緻に追っていくというのは難しいものということでありますので、補助指標とタイトルにさせておりますけれども、あくまで参考値ということでお考えいただきたいと考えてございます。以上でございます。

斎藤委員 御説明ありがとうございます。私も難しいというのは承知の上で質問しているんですけども、一つエネルギー消費量に関しては確かに実際の削減活動と自然減少の傾向と分離をうまくやる方法について、専門のどなたかがいらっしゃれば是非そういうのを御参考にされた方がいいのかなと。それにしても、削減活動の結果は推定値にはなると思うんですけど、これだけだと、それにエネルギー消費量が単純に減少していくことが、世の中にとって本当にいいことなのかということもあると思うので、そこは工夫されてはいかかなと。委員に東北電力の方がいらっしゃるの、東北電力の方のほうが詳しいかと思うんですけど、事業者は省エネに対するいろんな取り組みを行って数値も出してたような気がしますので、産業の方はなんとかかなかなと。それも電力電気関係はいいかもしれないですけど、他のエネルギー部門が産業的な統計等、そういうのがあれば活用される必要があるんじゃないかなと思いました。

それからもう一つ、補助指標の電力自給率ですけど、これも難しい話だとは思いますが。ただ名前がよろしくないのかもしれませんが。自給率というのが、宮城県で発電したものは、宮城県で消費してるという感じに見えるので、もしかすると表現を少し工夫されるっていうのはあるのかなと思いました。以上です。

小林室長 自給率の方につきましては、より適切な表現があるのかどうかというのは、今後検討させていただきたいと思います。

それから消費量を、努力で削減した分と自然に減った分で分けて統計できるかどうかというのは検討させていただきたいのですが、なかなか難しいかなとは思っております。資料の2ページのところご覧いただきますと棒グラフがありまして、これは消費量と違って、温室効果ガスの話を書いてあるわけですけども、2013年の基準年度が22,528と左側に書いていますが、その次に目標年度のBAUと書いてあります。これが目標年度のbusiness as usualということで、このまま何もしないで時間が経ったときに普通に達成されてしまうだろうという量になります。そこからさらに我々が努力をして最後基準年比で50%を達成するにはこのような再エネ・省エネによる削減という目標を立てているということで、これにおいては、先ほど斎藤先生から御指摘あったように自然に減る分で、そういうことも一応加味した上で、このような目標を立てているわけですが、その他の部分についてこの考え方を応用できるのかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

木村委員 東北電力の木村でございます。

電力の自由化によって数多くの事業者が宮城県内で発電し、また営業活動を行っており、当社のデータが県内全体の状況を正しく表す指標にはなっていないと考えております。

また、競争戦略上の観点から公表されていないデータもございます。

御指摘のような、成り行きによる変動量と削減努力による削減量を、当社にて示すことは困難ですので、御理解くださいますようお願いいたします。

斎藤委員 私も承知の上で質問したところあるんですけども、少し説明が必要なのかなとも思います。その数値の意味の説明について、多少あったほうがいいのかとも思いました。以上です。

多田委員 質問というか、コメントになるのですが、今回R4年度の目標再エネ導入量とかというのは、結構達成しちゃっている、かなり100%に近いものが増えてきているんですけども、これだけ見ちゃうともやなくていいみたいに感じちゃうので、最終目標年度が今2030年なので、その2030年に対してあとどれくらいやらなきゃいけないかと、数字でも導入量のTJでは2030年の達成目標っていうのは書いてあるんですけど、2030年に向けて、現在は何パーセント達成しているのかってあったほうが、もっと頑張るぞとなるのかなと思いました。よろしくお願い致します。

小林室長 御指摘ありがとうございます。その通りだと思いますので今後の資料を作る時に検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

和田山会長 コロナというイレギュラーの部分が入っていて、しかも統計資料が令和4年度のものもありますし、令和2年度のものもあって、事務局も御苦労されているだろうと思いますが、この資料の値が絶対的なものではなくて、値を使ってその目標を達成するために、これから宮城県民がどういうふうに努力していくべきなのか、という指標の一つですので、でも指標が一人歩きするのもこれもまずい話で、皆さんにご理解いただけるように、今多田委員の御指摘もあつたと思いますけれども、なるべくこうブラッシュアップした数値の出し方を日々検討を重ねていただければなというふうに思っております。

和田山会長 無いようでしたら質疑を終了したいと思います。

〔議事〕

(報告事項2 再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の見直しについて)

和田山会長 次に、報告事項の2つ目、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料2に沿って説明)

和田山会長 只今、報告事項の宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の見直しについて、事務局から説明がありました。これにつきまして、御質問等がある場合は挙手をお願いします。

細井委員 (代理:環境部長 及川 徹) 御説明ありがとうございます。仙台市でございます。代理出席で申し訳ございません。

この審議会を環境審議会の部会に位置づけるということで、これは報告事項ということで、決定事項なのかなと受け止めておりますが、昨年度来、新税の話ですとか、これに関連して促進区域のガイドラインについて、仙台市も様々御意見させていただいて反映していただきまして、大変助かりましたけれども、最近でもこうした議論というのは大変重要なテーマであったのかなと考えております。そしてまた今後2030年度までに宮城県全体でGHGを50%削減、さらに2050年カーボンニュートラルという、この鍵は一つにやはり再エネの普及をより一層進めていく必要があると考えておりまして、この審議会でこれまで議論してきたものの重要性はこれまで以上に高まっていくものというふうに認識しております。

その上で一点のお願いと一点の御意見ということなんですけども、エネルギー消費量が、県内の中で大きい本市をぜひその部会の委員の方に引き続き入れさせていただきたい。入れていただけるとありがたいと考えているのが一点でございます。

それから2点目の御意見ですが、この審議会は再エネ・省エネ政策の検討に深く関わるステークホルダーの皆様、委員の皆様によって構成されているというものでございまして、大きく部会の委員が縮減ということになりますと、今までの委員さんの発言の機会が無くなってしまうというようなことも危惧されるのでございますので、そうしたことのないような体制を作っていただくことを検討をしていただければと考えております。

先ほどの資料にもございましたが、部会の議決を持って親審議会の議決に変えることができるというような規定が条例の方に規定されたものも、先般の条

例ではあるということも踏まえますと、その部会の審議が環境審議会と決定事項と同義となるというケースも出てくることも踏まえますと、そういう視点でも、この考え方は必要なのではないかと考えております。以上でございます。

小林室長

ありがとうございます。まず一点目ですが、私の一存だけでは勿論決められないですが、是非、仙台市さんにも引き続き部会の委員として、お務めいただきたいと、さらにカーボンニュートラルを達成するためには、仙台市様のお力がなければいけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。決定事項ではありませんが、私の思いをお伝えさせていただきました。

それから2番目、体制の維持ということで御意見をいただきました。私もおっしゃる通りだと思っております。専門性の高い皆様の下で御意見を頂戴しながら、この再エネ・省エネ政策を進めていくことは非常に重要だと思っておりますので、ただ、我々として考えてますのは、これまでずっと再エネ省エネ審議会で、様々な分野の方に入ってください御意見を頂戴しているのですが、新たに他の再エネ・省エネの分野の方にも入っていただかなければならないという思いもありまして、多少入れ替えをさせていただくということをご理解いただきたいと思っております。やはり、時代が流れればその当時に審議会などに意見を頂戴した方がいい分野の方というのは変わってくると思っておりますので、そういったことを踏まえて部会というものを構成してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

和田山会長

審議会というのはミッションがあり開いているわけですがけれども、効率化というのもあって、未来永劫なくてはならないというものでもないですし、常に日々見直していく、内容を見直していく、あり方を見直していくことは大事なことだと思いますので、そういう意味で効率化ということで、環境審議会と統合する、あるいはその一部の部会として存続するというのを、県の方でお考えになられたということは十分理解できると思っておりますし、今仙台市さんから御指摘があったように、この審議会のミッションっていうのは継続的に存続すべきものだと思います。

2050年長期的な目標に向かって議論を重ねていかなければいけない部分がある一方で、そこに専門の御意見という意味で日々見直しがあっても然るべきでしょうし、その辺も踏まえて実効的なものとするために、今回の見直しが入ったと理解しておりますので、現在のメンバーの方にもご理解をいただいた上で、継続的に入れ替えなどがあるかもしれませんが、引き続き再エネ・省エネに関しては委員に入ってください、入っていただかないに関わらず、色々ご助言をいただければなというふうに思います。

それは宮城県だけではなくて、市町の代表の方含めまして、あるいは電力とか、それを消費する立場の代表専門家の方々、学識の先生方含めてご協力いただくことには思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思うところでございます。

佐々木部長

部長の佐々木でございます。今回皆様方から御意見いただいたところでございますけれども、まさにこの再エネ・省エネは今後ますます重要性が増していくと思っております。今年つくりましたゼロカーボンチャレンジ2050戦略の目標達成のためには、やはり様々な御意見をきちんと賜りながら実現をさせていきたいというふうな思いは強いところでございます。

そういった中で、先の議会におきまして、環境審議会条例を改正をさせてい

ただいた上で、我々としてやはり効率的にかつきちんと議論を深めていけるような、そういった形でこれからも取り組ませていただきたいと思いますと考えているところでございます。

今いただきました御意見等も踏まえながら、今後どのように進めていくか、条例改正等も含めて検討させていただきたいと思っておりますので、今後とも皆様方からの貴重な御意見をいただければと思っておりますのでございます。今日はありがとうございました。

和田山会長 よろしいでしょうか。無いようでしたら、質疑を終了いたします。

[議事]

(報告事項3 地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインについて)

和田山会長 引き続きまして報告事項の3つ目、「地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインについて」事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料3に沿って説明)

和田山会長 只今、報告事項の「地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインについて」事務局から説明がありました。これにつきまして、御質問等がある場合は挙手をお願いします。

佐藤憲司委員 県民公募の佐藤です。資料3-2は非常に大変苦勞して作られたことが読んで随分分かりました。私から一案を述べさせていただきたいと思えます。

それは広域的ゾーニング型で促進区域を設定する場合の合意形成についての一案ということで、お話しさせていただきたいと思えます。将来にわたる魅力的な街づくりの一環として取り組みを行うためには、無作為で選ばれた市民が地域のまちづくりの合意形成を話し合うため、すなわちより広く市民の声を取りたいとの理由で一般市民の代表として、地域のまちづくりを軸にする会合とする。

これは、環境問題に関心がない人や様々な職業立場の人の参加が期待できるので、市民が受け入れられる社会の縮図を作り出すことで、社会転換や対策を明らかにし、より実効性のある計画の立案につながると思えます。

具体的には、選ばれたメンバーは数度にわたり議論を行い、参加者には報酬金が支払われ、専門家からも話を聞き4～6名の小グループに分かれ、話し合いを行います。グループは時間帯によって入れ替わるため、最終的には参加者は自分以外の全員と意見を交わすことができます。

専門家は、このやり方は小グループを作ってメンバーを変えながら密に議論をしていくこのプロセスが重要であり、全員が意見を言うことができ、平等に話すことができるとしております。

そして最終的に議論は市民協定書としてまとめます。これらの地域の共生、合意形成の後に関係者、関係機関にヒアリング等を行った後に、促進区域としてのまちづくりおよび地域の脱炭素化の取り組みの方針を作成するというところで、考えてみました。以上です。

小林室長 佐藤委員にはいつもしっかり準備をしていただいた上御意見を頂戴しております。感謝を申し上げたいと思います。

今、ご提案いただいた内容について私もはっとさせられました。再エネ問題を考える上で、ある地域において反対派と賛成派に分かれて意見を戦わせるみたいな状況になっておりますけども、実はさっきおっしゃられたような、あまり環境問題とか再エネ問題に関心のない方々、こういう方々がどう思っているのかなというところが非常に見えにくいというふうに感じておまして、今おっしゃっていただいたような、無作為で選んでいただいて議論をしていただく、ニュートラルな状態で議論していただくというのはアイデアとして、とても素晴らしいものだというふうに思いました。

しかし、どうやって実現していくかというのはなかなか難しいところだと思おまして、おっしゃっていただいたことは非常に参考になりますし、今後このガイドラインを何回も改訂しながらいいものにしていきたいと思っておりますので、その中に今頂戴したアイデアを生かしていけないかというのは検討させていただきたいと思おます。ありがとうございます。

和田山会長 伴走型で県がハンドリングしつつ、一方で細かい議論については、市町を中心として相談していくということになると思おますので、その辺のあり方については、逐次、ケースバイケースで県の方から御指導いただければいいかなというふうに思おます。

斎藤委員 ガイドライン、大変分厚いもので作成大変だったんだなと思おます。この資料3-2ですけども、タイトルでいうと最後の括弧付きで地域の合意形成・地域の理解関連と書かれてるんですけども、ということは、これは別にガイドラインがあるという理解でよろしいのでしょうか。

どういうことかという、発電事業者が促進区域とか、地域脱炭素化促進事業を認定してもらうためには、このガイドラインに従えばよいというふうに読めばいいのか、それとも他にガイドラインがあつて、ここでは、地域の合意形成と地域の理解関連についてのガイドラインという、そういう理解でしょうか。

小林室長 御質問ありがとうございます。この促進区域や、地域脱炭素化促進事業の認定等に関しまして、環境省の方でマニュアルがございまして、これが非常に分厚いものということがありまして、そのマニュアルの中から、本来ですと、この地域の合意形成とか地域の理解の部分について、より特化して、このガイドライン中に組み入れていこうというのが最初の思考でございました。

それで骨子案の時はその思考が色濃くあつて反映されているものですけども、今御指摘にあつたとおり、このガイドラインの中に、これも入れた方がいいんじゃないか、あれも入れた方がいいんじゃないか、こういうことも解説が必要だということで、どんどんどんどん内容がふくらんでいったと、そういう事実がございまして、今のような形になってます。地域の合意形成、地域のご理解、ここを中心に書いていて、過程を進めるためには、その他の例えば環境影響評価との関係はどうかとか、そういうところも書かなくてはいけないということがありまして、このような状況になっています。

まずは環境省のマニュアルがございまして、それでこのガイドラインがあるということで、マニュアルとかを補足するような資料ということで位置づけされているとお考えいただければと思おます。以上でございます。

齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。私は当然事業者という立場ではないのでないんですけども、いろいろ書かれているのでこの地域合意形成とか理解関連を見落とさないで、事業者がどこに一番注目してやらなければいけないかというのが分厚くなればなるほど、見落としがちにならないかなってというのが心配になったところでした。以上です。

小林室長 まったく御指摘の通りだと考えてございます。我々としてもこのガイドライン、例えば6ページをお開きいただきますとそこに本編、その下に要旨ということで、この各章の中に、こういうことが書いてありますよということで、お時間がない方は、ここの要旨だけを読んでいただくとこの章の中の要点がわかるような工夫などもさせていただいています。

また、12ページをお開きいただきまして、地域の合意形成等に係る基本的な考え方、ここは何回も御説明させていただいたんですが、私はここがこのガイドラインのコアだと思っております、説明会の際などにはしっかり事業者の方にもご理解いただけるように、ここの部分をしっかり時間をかけて御説明するなどの工夫もしておりますけれども、おっしゃるとおり厚くなればなるほど、どこを見たらいいんだ、という話にはなるかと思しますので次の改定の時に工夫できるかどうか検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

齋藤委員 私は最初から少し読み始めたんですが、まずこのガイドラインは誰のためのガイドラインかというのがパッとわかった方がいいかなと思えました。2章になって1から5というのがあってなかなか細かいところにはいかなないとわからないかなと、そんな印象を持ったところでした。すみません感想です。

和田山会長 資料が事前に配布されていて内容はご覧になったとは思いますが、ボリュームがボリュームで細かい点を、この場でいうのもなかなか難しいかと思っておりますのでお気づきの点がございましたら、走りながらでもいいと思っておりますので、御意見頂戴できればというふうに思います。

無いようですので、この3つ目の報告事項についても質疑を終了させていただきたいというふうに思います。

それでは、その他につきまして、事務局から何かございますか。

[その他]

小林室長 県からの情報提供として、地域脱炭素化促進区域の設定に係る県基準の設定について御説明いたします。

お手元の参考資料3を御覧ください。この資料は、本審議会にも御協力をいただき、今年3月に策定しました「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の概要版の一部でございます。

県では、資料に記載のとおり、市町村が定める促進区域の設定に関する県基準として「除外区域」を定めております。

このほか、県基準には、促進区域の設定に当たり環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき「環境配慮事項」を設定することができるとされておりますが、資料の右側の真ん中あたり、青矢印の下の箱書きに記載のとおり、本県では、「環境配慮事項」については、必要に応じて別途定めるとし、未策定の状態でございます。

先ほど「地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン」の御説明の中で、現時点で再エネの事業計

画がない区域での促進区域の設定について、いわゆる「広域的ゾーニング型」に係るガイドラインへの追記について引き続き検討する旨御説明しましたが、その観点からも「環境配慮事項」の設定が重要となります。

そこで、この度、「環境配慮事項」にかかる検討を開始することといたしました。

策定に当たっては、本、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の委員の皆様の中からも、どなたかに、別途設けます専門委員会に御参加いただき、御意見をお伺いすることを考えておりますので、御依頼させていただく際は、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

小林室長 次回の審議会については、1月中旬の開催を予定しており、議題としましては、太陽光発電の導入に向けた新たな取組の調査・検討業務の進捗などについて御報告をさせていただき予定としております。

時期が来ましたら事務局より日程調整等のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

和田山会長 それでは、以上を持ちまして本日の議事を終了したいと思います。ありがとうございました。それでは、事務局に司会をお返しいたします。

[閉会]

司会

和田山会長ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を閉会とさせていただきます。本日は、お忙しい中、御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。